

妊産婦等を支える切れ目のない支援について

【担当省庁】厚生労働省

現在、特定不妊治療費の助成について、令和4年4月から保険適用とすることを検討し、利用者の負担軽減を目指しているところであるが、制度設計にあたっては、保険適用されていない人工授精など、特定不妊治療に加えて不妊治療・不育治療についても漏れなく対象としていただくとともに、保険適用対象外の部分についても助成制度を創設・拡充するなど、不妊治療・不育治療を受けるに当たっての経済的負担のさらなる軽減につなげていただきたい。

また、コロナ禍の外出制限などの影響により、祖父母等、親族のサポートが受けにくい状況の中で、妊産婦の不安軽減につながるよう、産後ケア事業に係る本人負担の軽減や、本人への負担が大きい多胎妊婦への更なる支援の充実など、母子保健衛生費国庫補助金をはじめとした、母子保健医療対策総合支援事業を拡充し、更なる支援を実施していただきたい。

【現状・課題等】

- 不妊治療に係る助成として、京都府は、国の制度に加えて、一般不妊治療の助成（京都府独自施策）及び特定不妊治療助成の国制度を超えた助成を実施している。
- 令和4年度からの保険適用に向けて、国の検討が始まっているが、保険適用の範囲が未定である。
- コロナ禍においては、妊産婦の不安が増し、産後うつにもつながりやすいとの報告もあり、妊産婦に対する支援は平時よりも手厚く行う必要があることから、心理的・経済的な負担を軽減させる十分な支援を行うことが必要である。
 - ▶ 京都府が既に実施している「多胎妊婦健康診査支援事業」においては、通常健康診査に加えて更に6回分の支援、健康診査以外に超音波検査の3回分の支援を行っており、同程度の国支援をお願いしたい。
 - ▶ 虐待の未然防止の観点からも、妊産婦のレスパイトは重要であり、産前・産後期に妊産婦が活用しやすい施策の実施をお願いしたい。

京都府 の担当課	健康福祉部 こども・青少年総合対策室(075-414-4727)
-------------	----------------------------------

【国の事業等】

■不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業〔厚生労働省〕 370億円

配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成（限度額：300,000円/回）

■不育症検査費用助成事業〔厚生労働省〕 12億円

現在研究段階にある不育症検査に係る自己負担を軽減（限度額：50,000円/回）

■母子保健医療対策総合支援事業〔厚生労働省〕 587億円（総額）

（R3新規）父親への支援、多胎妊婦の健康診査への支援（1人当たり5回まで）

【京都府の取組】

■不妊治療給付等事業 1,055百万円

- ▶ 一般不妊治療、保険適用の不育治療に係る市町村支援（府独自、市町村1/2）
- ▶ 特定不妊治療に係る7回目以降の治療及び通院交通費を助成（府独自、府10/10）

■妊産婦包括支援事業 113百万円

- ▶ 妊産婦包括支援事業（令和3年度新規事業）
きょうと子育てピアサポートセンターの強化、安心・安全な妊婦出産確保事業（妊婦PCR検査費用助成、寄り添い支援）、産前・産後ケア事業の利用促進支援
- ▶ 多胎妊婦健康診査支援事業（令和2年度開始）※R3は国費分を控除して助成健康診査への支援（1人あたり6回まで（別途超音波検査3回まで））

■令和3年1月1日以降に終了した治療に対する治療費助成の拡充内容

		拡充前		拡充後	
共通	所得制限	夫婦合算730万円未満		なし	
	婚姻関係	法律婚のみ		法律婚+事実婚	
国制 度	助成 回数	(40歳未満)	通算6回目まで	出生ごと6回目まで※	
		(40~42歳)	通算3回目まで	出生ごと3回目まで※	
	助成 上限額	下記以外	1回15万円(初回30万円)	1回30万円	
		凍結胚移植等	1回7.5万円	1回10万円	
府独 自	助成	(40歳未満)	通算7回目から10回目まで	出生ごと7回目から10回目まで	
		(40~42歳)	通算4回目から10回目まで	出生ごと4回目から10回目まで	
	助成 上限額	下記以外	1回15万円	現行どおり 1回15万円	
		凍結胚移植等	1回7.5万円	現行どおり 1回7.5万円	